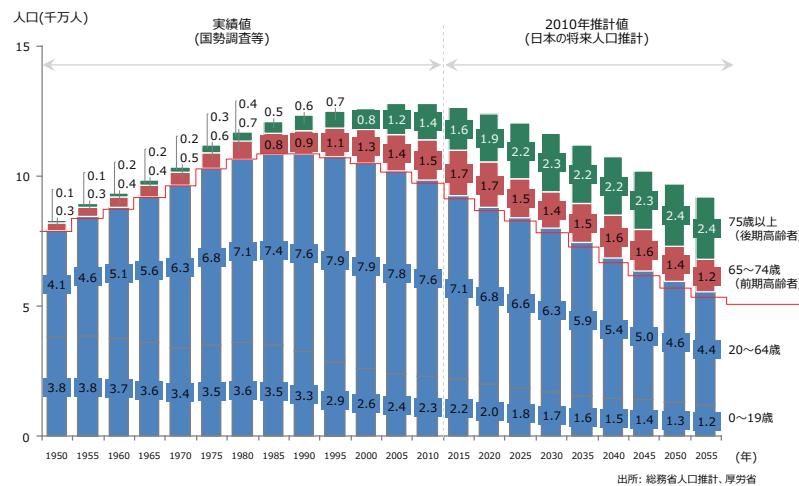


外国人患者の医療渡航促進に向けた 経済産業省の取組について

平成30年8月2日
商務・サービスグループ
ヘルスケア産業課
国際展開推進室

国内における環境変化

- 既に総人口は減少に転じており、2050年には1億人を割り込む見込み。
- 生産年齢人口は一層減少し、少子高齢化が進展。



1. 医療分野における国外・国内の現状

2. 政府全体及び経済産業省の取組方針

3. 外国人患者の受入促進に向けた取組

4. 外国人患者の医療渡航促進に向けた医療 コーディネート事業者のあり方等に関する研究会

医療の国際展開による医療水準の向上への寄与

- 新興国における疾病構造は、日本の疾病構造と同様の構造になりつつあると想定されることから、日本の医療技術が、これらの国の医療水準の向上に寄与し得ると考えられる。
- 治療効果の高い日本の優れた医療技術や、予防を促す健康維持の仕組み等、日本の医療へのニーズは高いと考える。

死亡要因で見る疾病構造

順位	日本 (2010年代)	重点国※ (2015年)
1	癌	循環器系疾患 (脳卒中、心臓病等)
2	心臓病	癌
3	肺炎	呼吸器系疾患 (肺炎等)
4	脳卒中	感染症及び寄生虫病
5	不慮の事故	消化器系疾患

新興国の1人あたりGDPは、日本は1960年代、1970年代の水準に達しており、経済水準の向上に伴い、各国の死亡要因で見る疾病構造も日本の疾病構造と同様の構造になりつつあると想定される。

保健医療システムにおける健康達成度

※1997(平成9)年のデータに基づき、健康の割合度と均一性、人権の尊重と利用者への配慮の割合度と均一性、費用負担の公正さから評価した保健医療システムの総合目標達成度

順位	国	指標
1	日本	93.4
2	イスラエル	92.2
3	ノルウェー	92.2
4	スウェーデン	92.0
5	ルクセンブルク	92.0
6	フランス	91.9
7	カナダ	91.7
8	オランダ	91.6
9	英国	91.6
10	オーストリア	91.5

日本の治療技術への評価

世界的に評価される高い治療効果

例) 癌領域 5年後生存率の高いトップ10

順位	子宫頸がん	乳がん	大腸がん
1	ノルウェー	スウェーデン	韓国
2	韓国	アメリカ	イスラエル
3	イタリア	ポーランド(同率2位)	オーストラリア
4	日本	フィンランド	日本
5	デンマーク	オーストラリア	ベルギー(同率4位)
6	フィンランド	ポルトガル	スウェーデン
7	イスラエル	イスラエル	オーストリア
8	エストニア	カナダ	フィンランド(同率7位)
9	スウェーデン	日本	アメリカ
10	イスラエル	アイスランド	ドイツ

Source: OECD Health at a Glance 2015を基にNRI作成

※経済産業省ヘルスケア産業課では、新興国の中、インド、インデニア、カンボジア、タイ、中国、トルコ、フィリピン、ペルム、ミンヌー、メキシコ、パラグアイ、ブラジル、ロシアの13ヶ国を重点国として重点的に支援を行うこととしている。

医療インバウンドの促進に向けた考え方

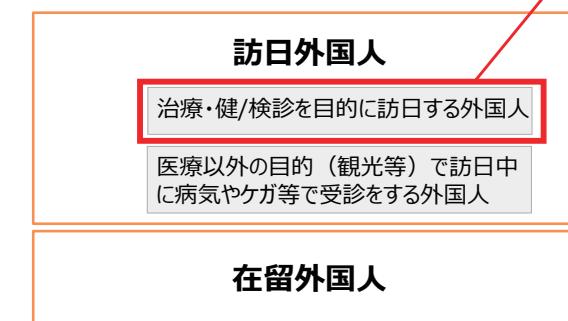
- ① 海外からの訪日者は増加しており、その中には少なからず世界に冠たる日本の高度な医療を求めている方がいる。これらの患者に対し、高度な医療を提供することは、国際貢献に資する。
- ② 地域医療における医療提供の確保を前提に、こうした医療渡航者を受け入れることは、日本の医療機関にとっても医療資源の稼働率を向上させ、より高度な医療機器・サービスを導入する契機となり得る。また、医療渡航者による日本の医療の体験は、海外に日本の医療を展開するアウトバウンドの取組にも資する。
- ③ その結果、我が国の患者に、将来にわたり高度な医療サービスを提供することに資する。

4

医療インバウンドについて

- ・ 医療インバウンド（医療渡航）とは、日本の医療機関による外国人患者の受け入れの中でも、日本の医療機関での受診を目的に渡航する外国人患者を受け入れることをいう。
- ・ 日本の高度な医療を提供することによって、国際貢献につなげることが目的の一つ（※）。
※ 経産省の実施する事業においては、美容整形や審美歯科等を目的とした外国人患者受入は対象としていない。

医療機関における外国人患者受け入れの概念整理



5

1. 医療分野における国外・国内の現状

2. 政府全体及び経済産業省の取組方針

3. 外国人患者の受入促進に向けた取組

4. 外国人患者の医療渡航促進に向けた医療コーディネート事業者のあり方等に関する研究会

6

日本再興戦略・未来投資戦略における「医療の国際展開」

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）（抄）

○**医療の国際展開**：一般社団法人メディカル・エクセレンス・ジャパン（M E J）を活用し、官民一体となって、日本の医療技術・サービスの国際展開を推進する。新興国を中心に日本医療拠点について2020年までに10か所程度創設し、2030年までに5兆円の市場獲得を目指す。（略）

「日本再興戦略 改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）（抄）

○**医療の国際展開（アウトバウンド・インバウンド）**の促進：外国人患者受入れ等を一気通貫でサポートする企業の認証や、外国人患者の受入れに関し意欲と能力のある国内医療機関を「日本国際病院（仮称）」として海外にわかりやすい形で発信すること等を通じ、外国人患者に対しインバウンドに関する広報・集患に取り組む。

「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）

○市場の獲得・国際貢献：各国での人材育成・制度整備とパッケージ化した効果的な**医療・介護サービス**や**医療機器・医薬品等の販路開拓・案件組成支援**を行う。

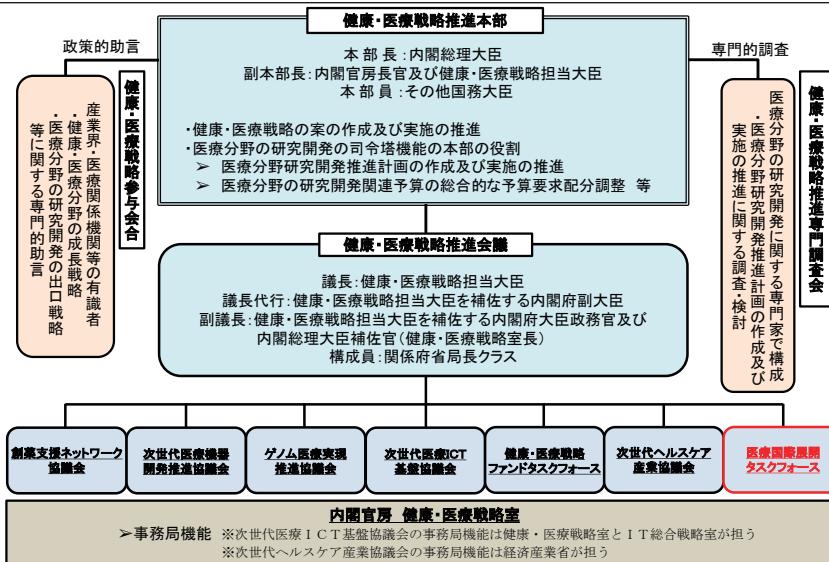
「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）（抜粋）

○アウトバウンドの促進：現地医療機関（日本の医療拠点）の設立支援や、各国での人材育成・制度整備とパッケージ化した効果的な**医療・介護サービス**や**医療機器・医薬品等の販路開拓・案件組成支援**…等の取組を行う。
○インバウンドの推進：海外での**認知度向上**を図りながら、円滑な渡航や受診を支援する**コーディネーターの質の向上**や、現地受入拠点の整備等、引き続き必要な環境整備を進める。

7

健康・医療戦略推進本部と医療国際展開タスクフォース

- 健康・医療戦略推進本部（本部長・内閣総理大臣）の下に「医療国際展開タスクフォース」を設置し、政府一体となって「医療の国際展開」を推進。



8

1. 医療分野における国外・国内の現状

2. 政府全体及び経済産業省の取組方針

3. 外国人患者の受入促進に向けた取組

4. 外国人患者の医療渡航促進に向けた医療コーディネート事業者のあり方等に関する研究会

10

医療国際展開タスクフォース インバウンド・ワーキンググループ

- 関係省庁が一体となってインバウンドの促進に向けた取組を強化するため、平成26年11月、医療国際展開タスクフォースの下にインバウンド・ワーキンググループ（WG）の設置を決定。

【議長】

内閣官房健康・医療戦略室長

【構成員】

内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（外政担当）付）

総務省政策統括官（情報通信担当）

外務省領事局長

文部科学省高等教育局長

厚生労働省医政局長

経済産業省大臣官房商務・サービスグループ審議官

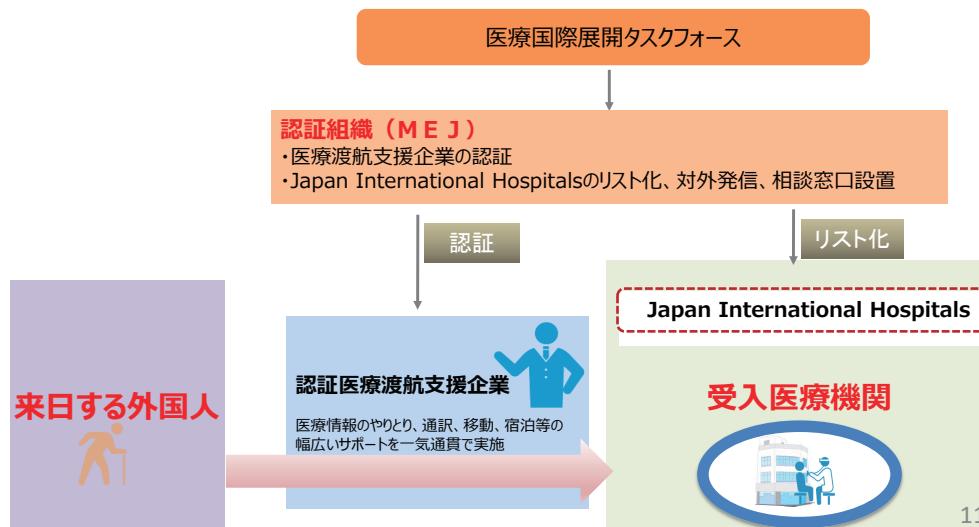
観光庁長官

一般社団法人Medical Excellence JAPAN（MEJ）理事長

9

インバウンド推進に向けた取組

- 医療を目的に訪日する外国人患者の受け入れ（医療インバウンド）について、経済産業省は一般社団法人MEJの活動支援を中心に促進。



11

インバウンド推進に向けた経済産業省のこれまでの主な取組

- 外国人患者受入に必要な業務体制、リスク対策、価格設定等について説明した参考書を作成し、冊子及び経産省ホームページでの掲載を通じて広く配布・提供。

PART 1 外国人患者受入業務

- 第1章 受入体制の整備
- 第2章 治療の環境整備
- 第3章 入院生活の環境整備
- 第4章 治療終了時の対応

PART 2 リスクの回避

- 第5章 紛争対策～予防と対応～

PART 3 価格の検討

- 第6章 価格設定

PART 4 資料・書式フォーマット集

- 治療支払いに関する合意書（英語）
- メール定型文集（英語／中国語）

経済産業省の下記ホームページに掲載

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/inbound.html

来日前の受入判断から帰国後のフォローアップに渡り、必要な業務や役割分担を紹介。

クレームや未収金に対する予防と対応について、トラブル事例を交えながら紹介。

外国人患者／日本人患者に対する価格の考え方の違いや、価格設定のケーススタディを掲載。

外国人患者、主治医、紹介者に対する、受入検討や受入可否連絡のメール文例等を掲載。

身元保証機関及び医療通訳教育機関のリストを掲載

メール定型文掲載例



医療渡航支援企業（コーディネート事業者）の活用方法を紹介



12

(参考) 外国人患者向けの説明書・同意書等のフォーマット例

外国人患者の受入参考書に掲載しているメール定型文集（英語／中国語）

 A 患者宛て 受入れを検討するにあたり、 追加情報を求める依頼文
<small>○○○○様（患者名）</small> 外国人医療渡航支援企業によるお問い合わせありがとうございました。 今般は、当院における受入の検討をうけさせて顶きました。 つきましては、他の医療機関との受け渡しを希望される場合は、 現在の状況に対する詳細な情報の提供をお願いしたいと思います。 渡航された際の医療従事者の情報交換を希望される場合は、本地区にお住して記載して頂いてください。 記載お願いしたら、当院へお電話にてお問い合わせ下さい。料金の上、お手数を惜しげません。
<small>○○○○様（施設名） ○○○○（担当者名）</small> <small>英語版</small> <small>中国語版</small>
<small>Dear Mr/Ms. ○○○○</small> Thank you for during your details. We would like to consider your acceptance. In order to facilitate the transfer of care, we would like to request detailed information of your current medical conditions as reference for our decision. Please fill in the International Medical Connection patient information form, and have your doctor fill it in. Moreover, please tell us your condition in detail in the International Medical Connection patient information form. After filling in both forms, please send them back to us. We will answer after through consideration on what is best for your case! <small>Kind Regards, ○○○○（施設名） ○○○○（担当者名）</small>

経済産業省の下記ホームページに掲載 http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/inbound.html

平成26年度外国人患者の受入実証委託調査において、筑波大学附属病院が作成した説明書・同意書の例（英語／中国語／ロシア語）

<small>手術及CT等の病理組織検査の際に、その際に提出する説明書・同意書</small> Explanation and Consent Form for Surgery and Handling of Pathological/Cytological Specimens <small>説明書について</small> <small>This explanation and consent form:</small> <small>日本語版（英語版）日本語版（中国語版）日本語版（ロシア語版）</small> <small>日本語版（英語版）日本語版（中国語版）日本語版（ロシア語版）</small> <small>この文書は、日本語で提出される病理組織検査の際に提出される説明書及び同意書です。その他の言語による英文版又は複数の言語で提出される場合、日本語の内容と英文との相違点について別紙の表をご覧ください。</small> <small>The Japanese language shall be the primary language of this explanation and consent form. Even if a version of this explanation and consent form is proposed in another language, only the Japanese version shall be used. Any discrepancy between the Japanese version and the version in another language shall be resolved by the Japanese version.</small> <small>本手術等の手術の説明、また手術の目的・方法等の説明を行います。解説を聽いた場合の翻訳は、必ず専門的な翻訳者によるものとし、専門的な翻訳者による翻訳を行ってください。翻訳を希望する場合は、専門的な翻訳者による翻訳を行ってください。専門的な翻訳者による翻訳を行った場合は、専門的な翻訳者による翻訳を行ってください。</small> <small>Translation of this explanation and consent form, as well as interpretation during the oral presentation, must be done by a qualified interpreter. If translation is requested, please contact your doctor or nurse for any questions and you can be sure that you understand.</small> <small>年 月 日</small> <small>（YYYY/MM/DD）</small> <small>院長 様</small> <small>To the Doctor:</small> <small>姓 名 Name of surgeon:</small> <small>手術予定日: 年 月 日 (日本時間の場合は日本時間)</small> <small>Scheduled date of surgery: (YYYY/MM/DD) (try unnecessary if undecided)</small> <small>部署名: Name of department:</small> <small>説明: Explanation:</small> <small>□ 手術の説明 Explanation of surgery</small> <small>□ 手術の必要性:予想される治療成績 The necessity of the surgery and expected treatment outcome</small> <small>□ 手術以外の治療法(追跡観察も含む)予想される治療成績 Method of treatment other than surgery (including follow-up) and expected treatment outcome</small> <small>□ 手術の具体的な目的 Specific purpose of surgery</small>

13

医療渡航関連の展示会への出展

- MEJフォーラム会員、MEJ会員企業を中心に、海外の医療渡航関連の展示会に“オールジャパン”的ブースを展示し、日本の医療の認知度向上に向けたプロモーションを実施。
- 日本の医療機関によるミニセミナーや医療コーディネート事業者による渡航サービスの紹介、現地のコーディネーターや旅行業関係者との商談、一般来場者との相談などを実施。

ベトナム・ホーチミン（2017年9月7日～9日）

International Travel Expo Ho Chi Minh City 2017

- ・医療観光を含む幅広い観光をテーマとした博覧会。3日間で約27,000名が来場。
- ・MEJの他に医療渡航をプロモーションしている団体は、韓国大邱広域市、マレーシアペナン州、Vietnam Japan Medical Corporation、IMSグループベトナム法人などが出展した。



中国（上海）国際医療旅遊展覧会（2018年5月18日～20日）

- ・3日間で約15,489名が来場（海外5,157人、58ヶ国・地域）。
- ・ブース展示以外に、開幕式やフォーラム会場での講演及びラウンドテーブルにも参加し、日本の医療技術・サービスの紹介と患者受入れ体制を政府、業界関係者、来場者などにアピールした。



14

医療滞在ビザ制度

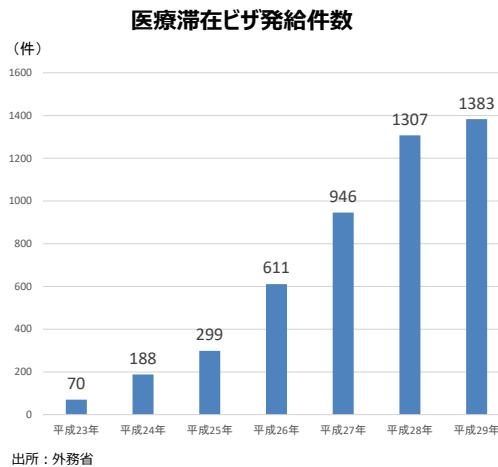
- 政府は、日本での受診を目的とした外国人患者及び同伴者に対する医療滞在ビザ制度を平成23年に創設。
- 外国人患者等の身元保証を行う事業者（身元保証機関）について、経済産業省が審査・登録。
※旅行会社は観光庁で登録

	医療滞在ビザ	短期滞在ビザ
発給対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本において治療等を受けることを目的として訪日する外国人患者及び同伴者。 ● 登録された身元保証機関による身元保証を受けることが必要。 ● 高度医療から人間ドック、歯科治療等を含む幅広い分野が対象。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光、商用、知人・親族訪問等90日以内の滞在で報酬を得る活動をしない者。
滞在期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 最大6ヶ月。（外国人患者の病態等を踏まえて決定。） ● ただし滞在予定が90日を超える場合は入院が前提。 	● 最大90日。
数次ビザの有無	<ul style="list-style-type: none"> ● 数次ビザが可能。 ● 数次ビザを申請する場合は医師による治療予定表の提出が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 商用目的・文化人の場合のみ可能。 ● 双方とも社会的地位が高い外国人に限定される。
有効期限	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じ3年まで。（病状を踏まえて決定される。） 	● 3ヶ月。

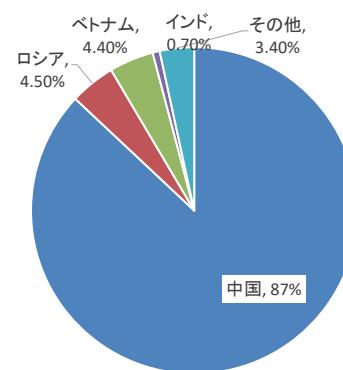
15

医療滞在ビザの発給件数

- 医療滞在ビザの発給件数は年々増加しており、平成29年には1383件。
- ビザ発給の約9割が中国。次いでロシア、ベトナムの順。



国別の割合（平成29年）



16

インバウンド・ワーキンググループによるガイドライン公表

- 医療渡航支援企業認証等ガイドラインを平成27年6月に公表。

①医療渡航支援企業

(インバウンドを一気通貫で責任を持ってコーディネートする企業) の認証基準（主な項目）

- 経済産業省または観光庁において登録した医療滞在ビザ身元保証機関であること。
- 医療渡航支援に必要な移動や宿泊等の手配を適切に行うことができるよう、旅行業登録（第1種、第2種、又は第3種）がされていること。
- 海外在住の外国人の治療行為に関する国内医療機関への受入業務の実績が、直近2年間の平均で年間150名以上（うち治療目的が120名以上）であること（医療滞在ビザ以外での訪日でも良い）。
- 受入医療機関リストに掲載された複数の医療機関より推薦されること。

②Japan International Hospitals のリスト化※

- 医療機関として渡航受診者を受け入れる組織的な意欲があり、インバウンドを担当する部署が設置され、担当者が定められている。
- 標準的な医療、先進医療、健診及び検診を中心提供する。それ以外の医療を提供する場合には、倫理審査委員会等にその内容を諮り、渡航受診者に対するインフォームドコンセントを十分に行う。
- 医療渡航支援企業の在り方に関してPDCAを行うため、認証医療渡航支援企業を通じた渡航受診者の受入に協力する。
- 認証組織や医療国際展開タスクフォース／インバウンド・ワーキンググループと、認証医療渡航支援企業の在り方をはじめ、本ガイドラインに関する情報交換、調査等に可能な限り協力する。
- 受入医療機関は、リストから外れるための申し出が可能で、また、認証組織も適切な協力を得ることが困難になつた医療機関等をリストから外すことが出来るが、事前に必要な意見交換等を行う。

※ リスト上の医療機関の特徴のある医療サービスが、日本全体をカバーする一つの病院のイメージ

17

『医療渡航支援企業（AMTAC）』の認証

- 医療国際展開タスクフォース／インバウンド・ワーキンググループより公表されたガイドラインに基づき、2015年から認証を開始。
- (株)JTBと日本エマージェンシーアシスタンス(株)の2社を認証

認証基準の要件

- ① 医療滞在ビザ身元保証機関
- ② 旅行業登録
- ③ 受入実績（年間平均150名以上、うち治療目的120名以上）
- ④ JIHからの推薦（複数の医療機関の推薦）
- ⑤ プライバシーマークの取得
- ⑥ 顧問医（渡航受診者からの相談に備えた顧問契約等）
- ⑦ 渡航受診者への説明（トラブル防止の体制・書類整備）
- ⑧ 事業計画の策定（受入数の見込、社内研修計画等）
- ⑨ 受入支援業務の状況の把握（受入状況の定期報告）
- ⑩ その他・訪日前から帰国後のフォローアップまで責任を持って対応
 - ・サービスの質の向上（医療通訳対応や社員研修等）
 - ・医療渡航支援全般の活性化・高度化への協力

18

『Japan International Hospitals (JIH)』の推奨

- 政府が定めたガイドラインに基づいて、M E J が認証機関として『Japan International Hospitals (JIH)』の評価基準を策定。
- 平成28年7月4日より病院の募集を開始。
- M E J が認証を行い2017年12月現在、41病院。

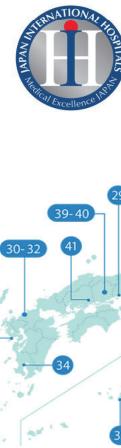
評価基準の概要

- ① 病院として渡航受診者を受け入れる組織的な意欲があり、インバウンドを担当する部署が設置され、担当者が定められている。
- ② 標準的な医療、先進医療、健診及び検診を中心提供する。
- ③ 医療渡航支援企業の在り方に関してPDCAを行うため、認証医療渡航支援企業を通じた渡航受診者の受入に協力する。
- ④ 本ガイドラインに関する情報交換、調査等に可能な限り協力する。

19

「Japan International Hospitals (JIH)」(平成29年12月28日現在)

- ②3 東京都済生会中央病院
- ④24 山王病院
- ⑤25 相澤病院
- ⑥26 総合病院 聖隸浜松病院
- ⑦27 藤田保健衛生大学病院
- ⑧28 大阪大学医学部附属病院
- ⑨29 兵庫県立粒子線医療センター
- ⑩30 福岡県済生会福岡総合病院
- ⑪31 福岡記念病院
- ⑫32 福岡山王病院
- ⑬33 長崎大学病院
- ⑭34 米盛病院
- ⑮35 南部徳洲会病院
- ⑯36 北海道大野記念病院
- ⑰37 山形大学医学部附属病院
- ⑱38 AOI国際病院
- ⑲39 津山中央病院
- ⑳40 岡山旭東病院
- ㉑41 福山医療センター



JAPAN Hospital Search
for International Patients
<http://www.japanhospitalsearch.org/>



- ① 北斗病院
- ② 仙台厚生病院
- ③ 総合南東北病院
- ④ 足利赤十字病院
- ⑤ 筑波大学附属病院
- ⑥ 国立がん研究センター東病院
- ⑦ 千葉大学医学部附属病院
- ⑧ 亀田総合病院
- ⑨ 日本医科大学千葉北総病院
- ⑩ 東京大学医学部附属病院
- ⑪ 国立がん研究センター中央病院
- ⑫ 国立国際医療研究センター病院
- ⑬ がん研究会有明病院
- ⑭ 慶應義塾大学病院
- ⑮ 聖路加国際病院
- ⑯ 虎の門病院
- ⑰ 東京高輪病院
- ⑱ 順天堂大学医学部附属順天堂医院
- ⑲ 國際医療福祉大学三田病院
- ⑳ 国立成育医療研究センター病院
- ㉑ 満原記念病院
- ㉒ NTT東日本関東病院

20

研究会設置に至った課題認識

- 医療インバウンドの促進にあたり、国内医療機関や国内/海外コーディネート事業者へのヒアリング調査等から特定された3つの課題認識に基づき、研究会を設置した。

課題	1 現状の実態把握	2 コーディネート事業者の質と量向上	3 プロモーションの強化
概要/現状	日本へ医療渡航する外国人患者の実態把握が不十分	適切な医療渡航支援に当たり、医療の専門知識は必要か	日本の医療水準やインバウンド医療で治療が受けられることに関する認知度が低い
現場の声	“外国人患者の医療渡航に関するデータがないため、どの国からどの程の患者が渡航しており、どの疾患のどの治療にニーズがあるのか分からず、対応策を十分に検討できない”	“医療の専門知識がなければ、メディカルデータや画像診断の結果を適切に事前に取得することが出来ず、入国後に再検査をしたり、最悪の場合は治療が出来ない末期の癌患者が来日することにつながるのではないか”	“外国人の患者や医療関係者において、日本の医療機関の医療水準に関する認知度が低く、情報ソースも限られているため、そもそも医療渡航の検討対象国に上がらないことが多い”

経済産業省の下記ホームページに掲載

- 第1回 http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/iryou_coordinate/001_haifu.html
- 第2回 http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/iryou_coordinate/002_haifu.html
- 第3回 http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/iryou_coordinate/003_haifu.html
- まとめ <http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/20180330006.html>

22

1. 医療分野における国外・国内の現状

2. 政府全体及び経済産業省の取組方針

3. 外国人患者の受入促進に向けた取組

4. 外国人患者の医療渡航促進に向けた医療コーディネート事業者の方針等に関する研究会

21

平成29年度 医療技術・サービス拠点化促進事業
外国人患者の医療渡航促進に向けた医療コーディネート事業者の方針等に関する研究会（概要）

課題1 Japan International Hospitals(JIH)における外国人患者受入れの実態

【問題意識】

日本へ医療渡航する**外国人患者の実態把握が不十分**。

- ・外国人患者の医療渡航に関するデータがないため、どの国からどれ程の患者が渡航しており、どの疾患のどの治療にニーズがあるのか分からず、対応策を十分に検討できない。

【方向性】

- ・推奨/認証組織であるMEJ(Medical Excellence JAPAN)への定期的な報告制度などを通じて、JIH・認証渡航支援企業(AMTAC)による外国人患者の**医療渡航受入状況を定期的に把握する仕組みを構築する**。
 - 医療渡航受診者数を明確に把握できる仕組みを整備する。
 - 各医療機関が患者の情報を適切に取得するための方策をMEJが検討する。
- ・MEJがJIHやAMTAC等からの**事例の収集分析**を行い、**JIH・AMTACへの研修等**を実施。
- ・JIHやAMTAC等からトラブル事例の報告の仕組みを構築。
- ・報告の内容を受け、継続的な質改善のためにMEJがJIHやAMTACに対し研修等を行う。

(出典) 平成29年度 医療技術・サービス拠点化促進事業
「外国人患者の医療渡航促進に向けた医療コーディネート事業者の方針等に関する研究会」とりまとめ資料

23

課題2 コーディネート事業者の質と量の向上

【問題意識】

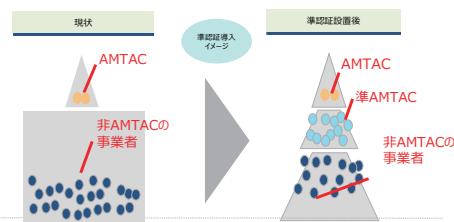
適切な医療渡航支援に当たり、どの程度の医療の専門知識が必要か。

- ・現状、AMTACは2社にとどまる。
- ・メディカルデータや画像診断の結果を適切に事前に取得し、入国後の再検査や、治療が出来ない末期の患者の来日を避けるために、コーディネート事業者にどの程度の医療知識が求められるのか。

【準認証の創設】

①準認証の基本的な考え方

正式認証に引き上げるための暫定的な措置とし、**3年内にAMTAC正式認証を取得しない場合は失効（毎年更新する）**



(出典) 平成29年度 医療技術・サービス拠点化促進事業「外国人患者の医療渡航促進に向けた医療コーディネート事業者のあり方等に関する研究会」とりまとめ資料 24

②準認証の要件

サービスの質の担保に影響を及ぼさない3つの要件のみ緩和を検討

項目	AMTAC認証基準	準認証基準（案）
身元保証機関	変更なし	
旅行業登録	旅行業登録（第1種、第2種、又は第3種） 旅行業登録を必ずしも要件としない。 但し、旅行業法を遵守することは必要	旅行業登録を必ずしも要件としない。 但し、旅行業法を遵守することは必要
受入実績	直近2年間平均で年間150名（うち治療目的の120名）以上	年間50名（直近1年以内にAMTAC認証を得た場合がある）
医療機関からの推薦	複数のJIPからの推薦	1施設以上のJIPからの推薦
ブライダーマーク	変更なし	
顧問医	※変更なし	
渡航受診者への説明	変更なし	
事業計画	変更なし	
受入支援業務把握	変更なし	

※現状のAMTACの実態を踏まえれば認証基準として顧問医との連携を求めることが適当（受診者からの相談に備えた顧問契約等）

24

開催概要

平成29年度 下記日程で3回開催。

- | | |
|------------|--|
| 第1回 10月30日 | 医療機関から見た現状と課題
・有効なプロモーションのあり方 |
| 第2回 12月21日 | 医療機関/コーディネート事業者から見た現状と課題
・JIIHにおける外国人患者受入れの実態 |
| 第3回 2月19日 | ・本研究会のとりまとめ |

研究会委員

座長	株式会社日本病院共済会 (一般社団法人日本病院会)	代表取締役 (名誉会長)	堺 常雄
医療団体	公益社団法人日本医師会 一般社団法人日本病院会 (埼玉医科大学国際医療センター)	副会長 (院長)	今村 聰 小山 勇
	一般社団法人Medical Excellence JAPAN (MEJ)	理事	相川 直樹
	一般社団法人国際臨床医学会 (大阪大学医学部附属病院)	理事長 (教授)	澤 芳樹
医療機関	亀田総合病院	中国事業統括室 室長	吳 海松
	東京高輪病院	国際部 副看護師長	横山 みどり
AMTAC	株式会社JTB 日本エマージェンシーアシスタンス株式会社	ヘルスツーリズム研究所 所長 国際医療第一部 部長	高橋 伸佳 麻田 万奈

<オブザーバー>
内閣官房 健康・医療戦略室、法務省 入国管理局、外務省 領事局 外国人課、厚生労働省 医政局 総務課 医療国際展開推進室、観光庁 観光資源課
(出典) 平成29年度 医療技術・サービス拠点化促進事業
「外国人患者の医療渡航促進に向けた医療コーディネート事業者のあり方等に関する研究会」とりまとめ資料 26

課題3 有効なプロモーションのあり方

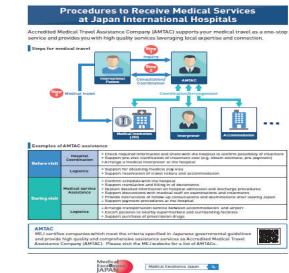
【問題意識】

日本の医療水準や**インバウンド医療で治療が受けられることに関する認知度が低い。**

- ・外国の患者や医療関係者の間で、一定の日本の医療機関が医療渡航患者を受入れていることや、その医療水準に関する認知度が低く、情報ソースも限られているため、そもそも医療渡航の検討対象国に上がらないことが多い。

【方向性】

- ・今年度作成した**プロモーションビデオ**と**パンフレット**を今後展示会等で活用し、地方の医療機関を含めた日本の医療インバウンドの認知度を向上する。



(出典) 平成29年度 医療技術・サービス拠点化促進事業
「外国人患者の医療渡航促進に向けた医療コーディネート事業者のあり方等に関する研究会」とりまとめ資料

25

参考

国際ヘルスケア拠点構築促進事業 平成30年度予算額 5.7億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- ・政府の方針として、未来投資戦略では、「国民の健康寿命の延伸」に向けて医療・介護サービス・機器等の国際展開の推進を掲げています。
- ・経済産業省では、関係省庁や一般社団法人メディカル・エクセレンス・ジャパン (MEJ) 等と連携し、ヘルスケア（医療・介護・健康を指す）に関する技術・サービス及び製品を一冊とした戦略的な国際展開等を推進するとともに、日本への医療渡航等に関する海外向けPRを行います。具体的には、以下の事業を実施します。

- ①海外における医療・介護拠点の構築や、医療機器のトレーニングセンター・メンテナンス拠点の構築等に向けた実証調査
- ②新興国での医療関係者や政府関係者とのネットワークの構築・深化
- ③海外における日本への医療渡航等のPR 等

- ・これらを通じて、新興国市場において、日本の優れたヘルスケアに関わる技術・サービス及び製品を発信し、我が国のヘルスケア産業の競争力強化を図ります。

成果目標

- ・平成30年度から平成32年度までの3年間の事業であり、本予算事業により平成32年度までに海外における日本のヘルスケア拠点を新規に5カ所構築し、海外の市場を獲得することを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



商務・サービスグループ ヘルスケア産業課
03-3501-1790

事業イメージ



27

外国人患者受入に関する環境整備(厚生労働省の取組み)



1. 外国人患者受入れ環境整備推進事業(医療施設者・コーディネーターの記録による拠点病院構策)(H28～) 2. 医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業(H28補正) 3. 医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業(H28補正) 4. 医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業(H25, H28補正) 5. 医療通訳育成支援補助事業(H29) 6. 医療通訳の認定の実用化に関する研究(H29～H31) 7. 医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業(H25, H28補正) 8. 地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業(H30) 9. 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業(H30) 10. 外国人患者の受入環境整備に関する研究(H30～) 11. 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業(H25～)

医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業 平成30年度予算(案)額136,692千円 (134,191千円)

- 我が国の在留外国人は約247万人¹⁾(平成29年6月末現在)、訪日外国人は2,869万人²⁾(平成29年)と増加傾向。
- こうした中、在留・訪日外国人患者が安心・安全に日本の医療機関を受診できるよう、国内の医療機関における、外国人患者受入のための環境整備が不可欠。
- 「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を100か所整備する目標は前倒して達成されたので、今後は、これらの基幹となる医療機関に加えて、地域の実情を踏まえながら、外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、外国人患者の受入れ環境の更なる充実を目指す。

(参考)関係閣議決定等

経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日 関議決定）

未来投資戦略2017（平成29年6月9日 関議決定）

観光立国推進閣僚会議（平成29年5月30日 観光立国推進閣僚会議（主宰：内閣総理大臣）決定）等

① 地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業(新規)

モデル都道府県を5程度選定

- 背景：地域毎に異なる問題が生じており、地域固有の事情を勘案した上での対応が必要
- 事業概要：都道府県において、①多分野の関係者による議論の場の設置、②地域固有の実情の把握、③情報発信等を行い、地域特性に応じたモデルを構築

「訪日外国人旅行者受入可能な医療機関リスト」への協力

・観光庁と連名で、都道府県宛に通知

1) 法務省、2) 日本政府観光局、3) 複数の医療機関から構成される法人(病院団体・グループ・医師会等)、地方公共団体等

② 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業(新規)

電話医療通訳の団体契約を行う事業者を5程度選定

- 背景：電話による医療通訳は、利便性が高いものの、医療機関における認知度はまだ十分でない
- 事業概要：とりまとめ団体³⁾と電話通訳事業者との間で、一括して通訳の利用に係る契約を行い(団体契約)、傘下の医療機関が電話通訳を利用できるようにする

・電話回線
・インターネット回線や通信技術を用いた通訳端末

③ 医療通訳・外国人向け医療コーディネーターの配置事業

モデル医療機関(拠点病院)を10～箇所選定

- 背景：地域における外国人患者受入の拠点となる医療機関(拠点病院)を整備する必要
- 事業概要：

 - ① 医療通訳を配置
 - ② 外国人向け医療コーディネーターを配置
 - ③ 拠点病院機能の構築
 - 周辺医療機関等から、医療通訳が必要な患者の紹介受入
 - 周辺医療機関向けに、院内見学会・セミナー・勉強会等を開催